

住友電設株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、住友電設株式会社と称し、英文では、SUMI TOMO DENSETSU CO., LTD.と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）電気工事、電気通信工事、管工事、土木工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、消防施設工事、塗装工事、舗装工事、水道施設工事、建築工事、大工工事、ガラス工事、内装仕上工事、左官工事、とび・土工工事、解体工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、清掃施設工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、防水工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事の請負、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング
- （2）次の物品の設計、加工、修理、販売、斡旋、輸出入及び賃貸
 - ①前号の工事に関連する電気機械器具、機械装置
 - ②建設用資材及び工具
 - ③電線・ケーブル、光ファイバケーブル等の送配電又は通信用製品及び機器
 - ④産業用機械器具装置、産業用電気機械器具、事務用機械器具の各製品及び附属品
 - ⑤コンピュータ、情報通信機器及び周辺機器
- （3）測量業務
- （4）建築物、工作物の保守、管理、清掃及び建築物、工作物の電気設備、機械設備その他設備機器の保守、運転、管理、清掃
- （5）次の物品の設計、製造、加工、修理、販売、斡旋、輸出入及び賃貸
 - ①空調機器、冷凍機、給湯器、給水器等の機器
 - ②上下水道、産業廃水、その他廃棄物処理等の環境保全機器
- （6）電気及び熱の供給に関する事業
- （7）電気及び熱の供給に関するエンジニアリング、コンサルティング並びに技術・ノウハウの販売、賃貸
- （8）コンピュータのネットワークシステムの企画、設計、開発並びに販売、賃貸、保守、管理
- （9）情報処理、情報通信、情報提供に関するサービス
- （10）工業所有権、著作権、ノウハウその他の無体財産権、コンピュータを利用した各種ソフトウェアの企画、開発、取得、実施許諾及び販売、賃貸
- （11）損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- （12）損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援に関する業務
- （13）生命保険の募集に関する業務

- (14) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (15) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理
- (16) 総合リース業
- (17) 衣料品、スポーツ用品、食料品、事務用品、室内装飾品、家庭用電化製品の販売、斡旋及び賃貸
- (18) 倉庫事業、倉庫の管理に関する業務及び配送に関する業務
- (19) 貨物自動車運送事業
- (20) 貨物利用運送事業及び引越の請負
- (21) 産業廃棄物の収集運搬に関する事業
- (22) 前各号の事業並びに会社経営に関連する事業に対して投資し、又は会社設立の発起人となること。
- (23) 前各号に附帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、7,300万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - （4）次項に定める請求をする権利
- 2 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 当会社の株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 14 条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条（員数）

当社の取締役は、15 名以内とする。

第 19 条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名および取締役社長 1 名を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条（社外取締役の責任限定）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 27 条（員数）

当会社の監査役は、7 名以内とする。

第 28 条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 30 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 31 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 32 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 33 条（社外監査役の責任限定）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 34 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 35 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 36 条（中間配当）

当会社は、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として剰余金の配当をすることができる。

第 37 条（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合（以下、「配当金」という。）は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 配当金には利息をつけない。

作	成	1950年	4月17日
第1回	改正	1950年	6月9日
第2回	改正	1951年	10月14日
第3回	改正	1953年	6月29日
第4回	改正	1953年	12月25日
第5回	改正	1955年	8月30日
第6回	改正	1958年	1月31日
第7回	改正	1958年	6月25日
第8回	改正	1958年	12月6日
第9回	改正	1960年	1月28日
第10回	改正	1960年	10月18日
第11回	改正	1961年	2月20日
第12回	改正	1961年	6月26日
第13回	改正	1962年	10月3日
第14回	改正	1963年	6月28日
第15回	改正	1966年	6月29日
第16回	改正	1968年	12月23日
第17回	改正	1971年	11月24日
第18回	改正	1972年	11月24日
第19回	改正	1975年	5月26日
第20回	改正	1977年	6月25日
第21回	改正	1982年	6月24日
第22回	改正	1985年	6月27日
第23回	改正	1991年	6月26日
第24回	改正	1994年	6月28日
第25回	改正	1996年	6月26日
第26回	改正	1998年	6月26日
第27回	改正	2002年	6月27日
第28回	改正	2003年	6月27日
第29回	改正	2004年	6月29日
第30回	改正	2006年	6月27日
第31回	改正	2009年	6月24日
第32回	改正	2015年	6月24日
第33回	改正	2016年	6月23日
第34回	改正	2017年	6月27日
第35回	改正	2022年	6月23日